

【オーストラリア】 バイオセキュリティ法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* 人の健康、経済活動、環境、国土を保護することを目的として、検疫の新たな枠組を定めるバイオセキュリティ法が成立した。

1 法律の概要

「2015 年バイオセキュリティ法」(Biosecurity Act 2015) が、2014 年 11 月 27 日に下院に提出され、2015 年 2 月 9 日に通過、同 2 月 10 日に上院に提出され、8 項目にわたる修正案に政府が合意して同 5 月 13 日に上院通過、翌 14 日下院が上院修正案に同意した(同 6 月 16 日裁可)。一部の規定を除き公布の日から施行される(裁可の日から 1 年以内に公布されない場合には 1 年が経過した日から施行される)。関連する 4 法案も併せて提出され、両院で可決された。

この法律は、11 章 654 か条から成り(構成と主な内容は表を参照)、関連 4 法では「検疫法」(Quarantine Act 1908)を廃止し、関税法など関係する 20 法律を改正した。

2 制定経緯

検疫は、連邦議会の法律制定事項として憲法に明示されており(第 51 条第 9 号)、連邦が担当する重要な任務であるが、1908 年に制定された検疫法が、今回廃止されるまで 1 世紀以上にわたりこの分野の主要立法であった。その間、新たに規範的な必要が生じるとして改正を重ね(累計約 70 回)、もともと 87 か条であったものが 240 か条に膨れ上がっていた。それ以外にも、関連法や規則の制定、付属的な告示等により補ってきたので、複雑さ、分かりにくさ、効率の悪さが指摘され、また現代の感染症の伝播に対する即応性などに対する懸念が高まっていた。

もっとも、検疫法を全面的に改定して、新たな検疫の枠組を作るべきであるという問題意識が、20 年以上前から顕在化しており、個別の事件などを機に政府に中立的な委員会が設けられ、1996 年、2007 年、2008 年にそれぞれ各論的な提言とともに全面改定の提言を公表している。その後連邦議会においても上院地域問題及び運輸委員会を中心に議論され、2012 年 11 月に法案が提出されたが、両院の解散により成立に至らなかった。今回の法律は、主要な点でこの法案の内容を継承している。

3 法律の特徴

この法律は、規則、布告の類を整理して、検疫法を中心とする輻輳した法体系を一新するほか、次のような内容上の特徴が挙げられる。

(1) **検疫法との相違** 検疫法が、人や物品の入国の際の検疫区域における検疫に重点を置き、一律な手続による検査、隔離・消毒等の手法を中心とした防御的な考え方に立っていたのに対し、入国前(輸送事業者との連携、リスク分析、国際的な情報収集等)、入国時

（輸入許可、入国検査におけるリスクの遮断）、入国後（監視、捜査、緊急事態、対応）の間断ない対応という考え方に立ち、各段階における個々のリスクに関する原則、除去、強制、違反に対する制裁を定める。

（2）**リスク管理と人権の両立** 指定疾患の罹患者に対するコントロール・オーダーなど自由を束縛する規定があるため、連邦法の規制手段を全般にわたって規律する「規制権限法」に基づく規制影響評価（Regulation Impact Statement：他の連邦法との整合性だけでなく、経済合理性なども検証する）を立法前に経て、人権保護との両立を図った。

（3）**法令順守** 立入り、監視、捜査等の強制手段や法令に違反した者に対する制裁が検疫法より強化、体系化された。これらは一定段階までは警察ではなく、農務省により行われる。

（4）**パートナーシップ** 農務省が承認する協定により、特定の検疫行為を事業者等が行うことができる制度を設けた。検疫法下では、個々の検疫区域ごとに許認可があり、協定の内容も複雑であったものを、複数の区域における特定の検疫行為を単一の協定で可能にするよう簡素化、効率化を図り、増大し続けるビジネス需要に応えるとともに、他方で、承認段階における事業者等の適格性について厳重な要件を定めることで、リスク管理とビジネス需要の両立を図っている。

（5）**総括監察官（Inspector-General**

of Biosecurity）総括監察官が新たに設置された。当局による職務執行、権限執行についてレビューを行い（個々の決定やその変更、取消しはできない）、農務大臣に報告することを任務とし、地位と独立性が法律で定められた機関である。上院における修正はこの機関の法定化であり、労働党と緑の党の主張による。また、2 で紹介した中立的な委員会では、独立性を持ち、リスク分析を行う専門家からなる国の機関の設置が提言されていたが、専門的な観点からのリスク分析の機能を総括監察官が持つかは、法律には規定がなく、排除はされていないが未知数のままで取り残されたとの評価が見られる。

表 バイオセキュリティ法の構成と主な内容

章	標題	主な内容
1	序	法律の目的、リスクに対する適切な保護水準、用語の定義、適用地域、憲法上の根拠、国際法上の義務
2	人の健康に関するリスク管理	指定疾患、コントロール・オーダー、対応区域、当局の情報収集権限
3	物品に関するリスク管理	陸揚げ、輸入リスク分析、リスク評価マトリックスの使用、透明性と科学に基づいた対応、禁止物品
4	輸送に関するリスク管理	船舶・飛行機による輸送の管理、国内搬入地点、リスク分析
5	バラスト水及び沈殿物	バラスト水・沈殿物の処理、記録、法令順守・強制
6	監視、統制及び対応	リスク水準の評価、コントロール・オーダー、監視・統制・対応のための区域の指定
7	協定の承認	事業者等が特定の検疫行為を行うことを可能にする協定の承認・その要件等
8	バイオセキュリティ緊急事態及び人に関するバイオセキュリティ緊急事態	緊急事態宣言・要件、農務大臣の権限・活動、政府機関・国の機関・軍に対応機関としての責務
9	法令順守及び強制	立入権、監視、捜査、違反通知、民事上の制裁
10	ガバナンス及び公務員	関係公務員の職務・権限、総括監察官
11	雑則	不服申立て、守秘義務、費用の回収

（出典）筆者作成。第3章の「物品」（goods）はこの法律の定義により動物、植物を含む。

参考文献（インターネット情報は2015年6月19日現在である。）

・連邦議会の法案サイト<http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5379>